

株式会社 MJE 定款

## 第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社M J Eと称し、英文ではM J E Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した各種情報サービス業
2. インターネットサイトの企画・運営・管理
3. 広告、宣伝に関する企画、制作などの広告代理店業
4. 携帯電話、簡易携帯電話等移動通信機器及びその付属品の販売
5. サーバー及びOAに関する情報機器等の管理・保守
6. 経営の診断並びに経営コンサルタント業務及び仲介
7. マーケティング全般の企画及びコンサルティング業
8. インターネットサイト、テレビ、ラジオ等のコマーシャル及び番組の企画、製作
9. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護機器及び介護用品の輸出入を含む販売及びレンタル
10. セールスプロモーションの請負
11. 企業における従業員の人事・労務・福利厚生・教育研修業務に関するコンサルティング
12. 事務用機器、情報通信機器、事務用物品の販売、レンタル、リース、工事及びメンテナンス業並びに輸出入及び仲介業
13. 古物営業法に基づく古物の販売、買取及び営業
14. コンピュータのソフトウェア、ハードウェア及びその周辺機器の製造、研究、開発、販売、賃貸、輸出入及びこれらの仲介
15. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
16. 通信システムによる情報の収集処理並びに販売に関する業務
17. 通信・計測・情報処理機器並びにシステムの開発、製造、販売、リース業
18. 経営管理システムの調査・分析・構築及び構築指導の仲介
19. 有料職業紹介事業
20. 自動販売機及び決済端末の販売・卸売業及び保守・メンテナンス業
21. 店舗・事務所の内装・リフォーム工事業
22. コワーキング、シェアオフィス事業
23. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
24. ウオーターサーバーの販売、賃貸、取次、仲介、代理業
25. 電力の販売、取次、仲介、代理業
26. ロボットの販売、取次、仲介、代理業及び保守・メンテナンス業
27. 店舗設備及び什器備品、並びに店舗運営又は管理用システムに関する設計、開発、仕入、賃貸、リース及び販売並びにそれらのメンテナンス業
28. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故やその他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、452 万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、8名以内とする。

### (取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

### (取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### (取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

### (取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

### (取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役

(監査役の員数)

第 30 条 当会社の監査役は、3 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

(監査役の報酬等)

第 33 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

#### (監査役の責任免除)

第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

#### (会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### (会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### (会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得て定める。

#### (会計監査人の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計 算

#### (事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

#### (剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

第 43 条 2025 年 7 月 31 日開催の臨時株主総会の決議による第 15 条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。

2 本附則は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。

この定款の写しは、当会社の現行定款の原本と相違ないことを証明します。

2025 年 8 月 1 日

(本店) 大阪市中央区久太郎町四丁目 1 番 3 号  
大阪センタービル 6 階

(商号) 株式会社 M J E

代表取締役 大知 昌幸